

阿武町誤振込み事件控訴審判決

【文献種別】 判決／広島高等裁判所
【裁判年月日】 令和6年6月11日
【事件番号】 令和5年（う）第24号
【事件名】 電子計算機使用詐欺被告事件
【裁判結果】 控訴棄却（上告）
【参照法令】 刑法246条の2
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25620093

大阪大学准教授 品田智史

事実の概要

A銀行B支店に開設された被告人名義の普通預金口座（本件口座）に、山口県阿武町から住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として4630万円が誤って振込入金され、被告人は、10日間複数回にわたって、携帯電話を利用して、デビットカード決済、インターネットバンキング経由の振込送金の手段で、本件口座から4630万円のほぼ全額をオンラインカジノサービスに送金した（本件送金行為等）。なお、仕向銀行であるC銀行から阿武町に連絡し誤振込みが発覚しB支店に組戻しが依頼され、その後、阿武町職員が被告人宅を訪問し、被告人は職員と一緒にB支店に組戻し手続のために向かったが、B支店玄関まで入ったところで帰ってしまったという事情がある。

被告人は、電子計算機使用詐欺罪（刑法246条の2）で起訴された。原判決（山口地判令5・2・28（裁判所ウェブサイト、LEX/DB25594479））は、被告人には、本件送金行為等の時点でA銀行に対する告知義務があり、告知義務違反の権利行使は信義則に基づき許されないから、本件送金行為等は正当な権利行使とはいえず、にもかかわらず本件送金行為等が正当な権利行使であるという情報をA銀行の電子計算機に与えているのであるから、電子計算機使用詐欺罪の「虚偽の情報を与えた」に該当し、それによって、オンラインカジノサービスを利用する地位という「財産上不法の利益を得た」として、有罪判決を下した（懲役3年執行猶予5年）¹⁾。

弁護側のみが控訴し²⁾、(i) 受取人に告知義務を前提に財産犯が成立するのは預金債権の成立

が否定される可能性がある場合であり、本件では預金債権の成立は明らかである以上、被告人に告知義務は認められない、(ii) 本件の誤振込みの告知の有無で、社会通念上別個の払戻しに当たるとはいえない、(iii) 告知義務の存在は電子計算機に直接入力される情報ではないことなどから、電子計算機使用詐欺罪の「虚偽の情報」を入力したとはいえない、などと主張した。

判決の要旨

〔主張(i)等に対して〕「所論は、平成15年判例〔最決平15・3・12刑集57巻3号322頁〕が指摘する銀行実務において、受取人が誤った振込があるとの認識を有していることを被仕向銀行に明らかにすることが前提とされており、受取人による告知は、受取人が誤振込であると認識していることを被仕向銀行が知ることによって重要な意義があることを看過したものであ……る。平成15年判例のいう上記銀行実務〔ア〕〔誤振込みをした依頼人からの申出があれば、受取人の承諾を得て、組戻し手続が執られていること〕は、振込依頼人から誤振込の申出がされたという事実関係から、仕向銀行の誤発信や被仕向銀行の誤記帳はいずれも否定されることを前提に、受取人が誤振込である旨の認識があることを被仕向銀行に明らかにした上、受取人の承諾により組戻し手続が執られるというものである。また、上記銀行実務〔イ〕〔受取人から誤振込みの指摘があった場合にも、自行の入金処理の誤りの確認や、仕向銀行・振込依頼人に対し、過誤の有無に関する照会を行うなどの措置が講じられていること〕は、受取人が被仕向銀行に対し誤振込が

ある旨申し出ることにより被仕向銀行は受取人の認識を把握できるが、その申出が受取人からのものであり、なお誤発信や誤記帳の可能性も否定されないため、自らの入金処理の誤りの有無の確認や、仕向銀行及び同銀行を通じて振込依頼人に対し、当該振込の過誤の有無に関する照会等を行うなどの手続が執られるというものであり、この場合、被仕向銀行が上記確認、照会等を行うに先立ち受取人が被仕向銀行に対し誤振込がある旨告知していることから、上記確認、照会等により誤記帳や誤発信は認められず預金債権が成立すると判断される場合にも、関係者の共通理解の下で、組戻し手続その他紛争を生じさせない円滑な処理が進められることとなるものである。」「本件において、振込依頼人である阿武町や本件仕向銀行から、本件被仕向銀行に対し本件振込が誤振込であるとの申出がなされていても、銀行実務に沿った事務処理を円滑に遂行する必要からして、受取人たる被告人が当該振込について誤振込であると認識していることを、本件被仕向銀行に対し申し出ている被告人に、信義則上、また社会生活上の条理からしても、告知義務がなお否定されないことは当然の帰結である……。原判決の説示には、振込依頼人から誤振込である旨の申出を受けたにすぎない本件被仕向銀行が本件振込を誤振込であると判断できたかのような言辭がみられ、また、本件被仕向銀行が知る必要のある事実が原因行為に関する事情であるかのようにとられかねない適切さを欠く説示部分もみられないではないものの、……その判断の核心部分は前述したところの趣旨に沿った判断と解することができる。

〔主張(ii)に対して〕「誤振込があったことを受取人が告知すれば、被仕向銀行は、直ちに受取人に対し組戻し手続に応じるよう説得でき、受取人がこれに応じず払戻請求等をする場合も、受取人が誤振込である旨認めている事実を踏まえ、組戻し手続に応じさせるための説得に時間をかけて払戻し等に応じる時期を遅らせるとの判断をし、場合によっては受取人の権利行使を拒否するといった判断をすることも可能であるのに対し、振込依頼人から誤振込であるとの申出がされたにとどまり受取人から告知がされないまま払戻請求等を受けた場合、被仕向銀行は、受取人に対し直ちに組戻し手続に応じるよう説得することはできず、振込依頼人から誤振込の申出がされたという

ことを告げた上で受取人の認識を確かめることができるにとどまると考えられるのである。このように、被告人が誤振込であると告知するか否かで、その後の被仕向銀行が執る手続が質的に異なってくることは明らかである。」

〔主張(iii)に対して〕「平成15年判例は、誤った振込については受取人においてこれを振込依頼人等に返還しなければならない関係にあり、誤った振込金額相当分を最終的に自己のものとするべき実質的な権利はないなどと指摘した上、受取人に告知義務を認めていることは、受取人が、誤振込に係る債権についておおよそ制約なく権利行使できるものではないことを前提としているものと解されるのである。」「本件において、被告人が情報を入力した電子計算機は、利用者が銀行職員等と対面することなく即時に支払委託や振込依頼を行う手続を支えるものであって、そのような手続を安全円滑に機能させるためには、その利用者は権利行使に当たり告知義務が必要であるなどといった何らかの制限を有していない者であることが当然の前提として求められていると解されるのである。したがって、被告人が上記電子計算機に振込依頼等をする情報を入力した以上は、権利行使に何ら制限のない権利者として権利を行使する旨の情報を入力したことになるとみるべきであり、原判決が、直接入力した情報等だけでなく、その前提として、本件送金行為等が正当な権利行使であるという情報も含まれていると解し、本件送金行為等が正当な権利行使ではないにもかかわらず本件各入力行為を正当な権利行使であるという情報を与える入力操作をしたと判断したことに誤りはない。」

判決の解説

一 はじめに

本件は、誤振込みされた数千万円の公金を被告人が処分してしまった³⁾ということで大々的に報道された事件であるが、誤振込みと財産犯に関する重要な法律問題も提起した。最判平8・4・26民集50巻5号1267頁によれば振込依頼人の過誤に基づく誤振込みの場合でも被仕向銀行と受取人との間に有効な預金契約が成立するが、平成15年判例は、受取人には告知義務があるとして、その義務を履行せずに窓口から払い戻すことに許

欺罪を認めた。同様の状況で「人」を介さずに振込送金をすれば電子計算機使用詐欺罪が成立すると予測されていたが、本件はまさにその類型に当たる。ただし、平成15年判例と本件とは事実関係に違いがあり、平成15年判例の事案では、被仕向銀行が誤振込みを把握していなかったのに対し、本件では、振込依頼人から自身の過誤による振込みである旨が被仕向銀行に知らされており、組戻しの依頼も既に行われている。

二 平成15年判例と本件の関係

平成15年判例は、上記〔ア〕〔イ〕の銀行実務を指摘し、そこから「預金が誤った振込みによるものか否かは、直ちにその支払に應ずるか否かを決する上で重要な事柄」であること、および、「誤った振込みがあった旨を銀行に告知すべき信義則上の義務」を導き出した⁴⁾。この「重要な事柄」の実質的内容は、同判例の調査官解説も踏まえれば⁵⁾、①預金債権の成立が否定される可能性がある誤記帳・誤発信かどうかを確認する利益と②振込依頼人により組戻し手続が依頼され（受取人が承諾すれば）組戻しの措置が行われるので振込依頼人の過誤かどうかを確認する利益に整理される。

本件では、依頼人の過誤による振込みである旨が伝えられていることで、誤記帳・誤発信の可能性がないことを被仕向銀行が認識しているため、①の利益が認められない。また、②の利益は、平成15年判例の事案に即して、組戻しの実現ではなく「組戻し依頼を待つための相当な期間の払戻しの留保の利益」と考えられているので⁶⁾、組戻し依頼が既に行われている本件では、これも認められない。平成15年判例を支持する論者（辛うじて支持できるとする論者も含む）の多くは、②の利益だけで「重要な事柄」を基礎付けようとしているが⁷⁾、本件のような事案の場合までその理解を維持するのには明らかではない。

本判決は、被仕向銀行に「組戻し手続その他紛争を生じさせない円滑な処理」の利益（②´）を認めるのが平成15年判例の趣旨であるとして、依頼人が組戻し依頼をした後も利益が続くと考えている。これを前提に、本判決は、受取人の告知義務の内容は、「振込が誤振込であることの認識」の告知であるとして、被仕向銀行が誤振込みを知っていたことは告知義務の有無に無関係であ

るとし、また、振込依頼人からの指摘だけで銀行が誤振込みを判断できない旨も示唆する。ただし、告知義務の内容をこのように修正したとしても、本件の場合、被仕向銀行は、誤振込みあるいは組戻しに依るかについての被告人の認識を既に知っていた可能性がある⁸⁾。この点については、第一審・本判決の判決文では示されていないので、両判決が前提とする事実は不明である⁹⁾。

三 本件における被仕向銀行の利益の内実

平成15年判例の調査官解説は、最判平13・7・19刑集55巻5号371頁の示した「欺罔手段を用いなかった場合の支払とは社会通念上別個の支払に当たるといい得る程度の期間支払時期を早めた」という基準（社会通念上別個の支払いの基準）に照らして平成15年判例を検討し、同判例の結論が問題ないことを述べているが、その際には、①の利益のみを論拠として挙げていた。主張(ii)はこれを前提とするものである。

本判決は、②´に関する受取人の認識告知後の対応として、（おそらく段階的に）説得、時間をかけた説得による払戻し時期の遅延、権利行使の拒否を挙げ、告知がなければこれらの措置がとれないことが手続の質的違いとなり、それが社会通念上別個の払戻しを基礎付けるとする。もっとも、「質的違い」の意味は明らかとはいえない。

仮に被仕向銀行が誤振込みを理由に受取人の権利行使を拒絶できるのであれば、預金債権不成立と同等の根拠となる可能性がある。本判決はその具体的な構成を明らかにはしていないが、最判平20・10・10民集62巻9号2361頁が、原因関係を欠く振込みにより成立した預金債権の行使が権利の濫用に当たる余地を認め、同判例の調査官解説が、平成15年判例のような告知義務を履行していない誤振込金の処分だけで権利濫用に当たるとを示唆している¹⁰⁾ので、このことを指している可能性がある。もっとも、抽象的な権利行使拒絶の可能性だけでは、詐欺罪や電子計算機使用詐欺罪の処罰を基礎付けるのに十分ではなく、そのような措置を被仕向銀行が実際にとっていることが明らかにされる必要があり、それに成功しているかは疑わしい。そうすると、組戻しに依るよう説得すること（時間稼ぎも含む）が目ざされるが、被仕向銀行が説得に失敗する、あるいは、そもそも説得しないからといって銀行に法的責任

が生じるわけではなく¹¹⁾、平成 15 年判例と異なり依頼人が既に組戻し手続を依頼している本件では、もはや依頼人と受取人の問題として銀行の公的役割は大幅に縮減していると評価される。

四 電子計算機詐欺と詐欺の違い

本判決は、受取人には告知義務があるため、受取人は誤振込金をおよそ制約なく権利行使できるものではないとした上で、被告人の行為は、権利行使に何ら制限のない権利者として権利行使する旨の情報入力であるとして、電子計算機使用詐欺罪の「虚偽の情報」を認めた。第一審の「正当な権利行使」とやや表現は異にするものの、基本的な理屈は同じである。このような情報を入力する項目は本件電子計算機に存在しないが、判例によれば、「虚偽の情報」かどうかは、電子計算機の事務処理の目的に照らし実質的に判断されるので、電子計算機に入力が予定されていない情報も考慮するとされている¹²⁾。もっとも、入力が予定されていない情報をどこまで考慮してよいかという問題は残されている。本判決は、「利用者が銀行職員等と対面することなく即時に支払委託や振込依頼を行う手続を支える」ことを事務処理の目的と考えているので、窓口で処分すれば詐欺罪が成立しそうな事情があれば、基本的には「虚偽の情報」に該当すると考えていると推測される。この理解は、処罰の間隙を防ぐという電子計算機使用詐欺罪の立法理由に沿うが、異論もある¹³⁾。

五 おわりに

被告人には最終的に誤振込金を自分のものとする実質的権利がないのはもちろんのことである。もっとも、不当利得や債務不履行だけを理由に刑罰は科せないで、平成 15 年判例は、被仕向銀行に対する詐欺に仮託する形で処罰を実現した。本判決および第一審は、その仮託をさらに拡張したものといえるが、事実・理論の両面において検討すべき点が残されている。弁護側から上告がなされているので、上告審の判断が注目される。

●—注

1) 第一審判決の評釈として、松宮孝明「判批」新・判例解説 watch 文献番号 z18817009-00-071912296 (2023 年 3 月 24 日掲載) 1 頁以下、杉本一敏「判批」法教 514 号 (2023 年) 122 頁、大関龍一「判批」刑ジャ 77 号 (2023 年) 146 頁以下、中野浩一「判批」研修 902 号 (2023 年)

15 頁以下、松原芳博「判批」刑弁 116 号 (2023 年) 87 頁以下。また、品田智史「誤振込みと財産犯」阪法 73 卷 3 号 (2023 年) 220 頁以下。

2) 本件口座にあった誤振込み以外の金額 (10 万 665 円) 分については、正当な権利行使として犯罪の成立範囲から除かれた (他方、平成 15 年判例の第一審は除いていない)。この点について検察官は控訴していない。

3) 最終的には、処分先の決済代行業者から阿武町が「返還」を受ける形で誤振込金額の大半の回収に成功している。

4) 現在の詐欺罪の判例理論との関係について橋爪隆『刑法各論の悩みどころ』(有斐閣、2022 年) 369 頁以下、品田・前掲注 1) 213 頁以下。

5) 宮崎英一「判解」最判解刑事篇平成 15 年度 131 頁以下参照。

6) 宮崎・前掲注 5) 136 頁以下参照。

7) 山口厚『刑法各論 [第 3 版]』(有斐閣、2024 年) 303 頁、橋爪・前掲注 4) 369 頁以下など参照。これに反対するものとして、松宮・前掲注 1) 4 頁、大関・前掲注 1) 151 頁以下、松原・前掲注 1) 90 頁。

8) 松原・前掲注 1) 90 頁参照。

9) なお、誤振込みについての被告人の認識を被仕向銀行が知っており、そのことを被告人も認識していたのであれば、本判決の告知義務の理解を前提としても、そもそも故意が欠けるので、未遂罪すら成立しないことになる。

10) 石丸将利「判解」最判解民事篇平成 20 年度 521 頁。ただし、「平成 15 年判例によれば詐欺罪が成立するから」という根拠ではなく、詐欺罪が成立するのと同じ理由が権利濫用の根拠であるといえなければ、財産犯の論拠としては結局循環論法 (中野・前掲注 1) 21 頁、橋爪・前掲注 4) 368 頁参照) のおそれがある。

11) 中野・前掲注 1) 25 頁。銀行が誤振込金額と受取人に対する債権とを相殺した場合に、依頼人からの不法行為に基づく損害賠償請求や不当利得を否定した裁判例すらある (東京高判令 6・1・25 金判 1692 号 32 頁 [システム上自動的に相殺処理が行われた事案])。なお、本判決は、判決の要旨とは別の箇所です「受取人の告知義務を否定した場合、……被告人から債務不履行責任を追及されるリスクを負担して権利行使を拒否するか、振込依頼人から損害賠償請求を受けるリスクを負担して被告人の権利行使に応じるかの判断を迫られる」と述べているが、上述の通り、受取人に告知義務が課されその違反があった場合でも、それだけで依頼人への損害賠償が直ちに認められるわけではないことからすれば、疑問がある。

12) 最決平 18・2・14 刑集 60 卷 2 号 165 頁。また、暗号資産の流出に関する最判令 6・7・16 裁判所ウェブサイト、および、同判例の今崎補足意見も参照。

13) 那須翔「電子計算機使用詐欺罪における『虚偽の情報』の解釈・適用」Law&Practice 17 号 (2023 年) 219 頁以下は、挙動による欺罔該当性と同様の判断に位置付けられるので、告知義務としてしか構成できない本件では認められないとする。また、品田・前掲注 1) 201 頁以下も参照。